クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第８条の２第１項及び第８条の３の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和３年（2021年）４月16日

北海道知事　鈴木　直道

１　研修及び講習の名称　　クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習

２　主　　催　　者　　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

３　研修及び講習の種類

(1) 第１型・・・クリーニング師又はクリーニング業務従事者が出席して受講するもの

(2) 第２型・・・通信制で行うもの

４　研修等の開催月日、会場名、受付期間等

(1) 第１型研修等の開催月日及び会場名

ア　令和３年７月18日（日）　苫小牧市民会館

イ　令和３年９月12日（日）　函館市勤労者総合福祉センター

ウ　令和３年10月17日（日）　とかちプラザ

エ　令和３年11月14日（日）　札幌市産業振興センター

(2) 第２型研修等の受付期間等

ア　第１回

（ア）　受付開始年月日　　令和３年９月13日

（イ）　受付締切年月日　　令和３年10月15日

（ウ）　レポート提出締切年月日　　令和３年11月30日

イ　第２回

（ア）　受付開始年月日　　令和３年11月15日

（イ）　受付締切年月日　　令和３年12月17日

（ウ）　レポート提出締切年月日　　令和４年１月31日

５　受講料

(1) クリーニング師の研修　　１人　5,000円

(2) クリーニング業務従事者の講習　　１人　4,500円

６　申込先　　公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター
（札幌市中央区大通西16丁目２番地）